

14. 法人税と減価償却

法人税は、チェコ法人の場合には全世界所得に対し、外国法人の場合にはチェコ源泉所得に対して課税される。登録事務所もしくは実質的な営業登録地がチェコ国内にあることによりチェコの税法上の居住者として認められる。**課税標準**は、チェコの会計法および会計基準に則して作成された財務諸表の損益を基に計算され、控除できない費用や非課税収益および決算以外の調整事項をさらに調整して計算される。会計期間（決算期間）を暦年から財務年度（あるいはその逆）に変更することを税務当局に申告すれば可能となった。なお、変更に当たり 12 ヶ月より短いまたは長い移行期間を設けることが必要とされる。

法人税の標準税率は 19% である。基本的な投資ファンドは 5%、年金基金は 0% の法人税が適用される。

課税標準の計算

+/-	課税前損益（チェコ会計基準に則り算出された財務諸表どおり）
+	控除出来ない費用
+/-	会計上と税務上の減価償却費の差額
-	税務上控除できる、記帳されていない費用の非決算調整事項
-	非課税収入もしくは法人税務上非課税となる収入
+	記帳されていない課税収入の非決算調整事項
調整後の課税標準	
-	前年度からの累積欠損金（過去 5 年間の欠損金が活用できる）
-	寄付金（課税標準の 10% 以下）
-	研究開発事業に関連する特定費用の 100% または 110% までの研究開発費控除
寄付金、R & D 控除、税務上欠損金を調整した後の課税標準	
x	税率/100
	減税・免税前の税額
-	減税・免税額（投資優遇措置）
最終税額	

税務上控除できる費用

税務上控除可能な費用（損金算入可能費用）は、他の諸国と近似している。一般に、課税対象所得を創出、実現、維持するために発生した費用（減価償却費、購入した原材料・サービス、賃金・給与、雇用者負担社会保険など）は控除できる。

チェコの所得税法の定める更なる条件により特定の費用控除を限定している。例えば、特定の費用項目は当該年度中に支払われる場合のみ控除できる（違約金等）。その他の特定の費用は、関連する収入額（例えば、受取債権の譲渡額）まで控除可能とする。

当該年度中に控除対象となるあらゆる費用は、当年度との関連性、及び税務上控除できる条件が具備されていること、を証明する書類が必要である。

EU 指令

チェコの所得税法には次の 4 つの EU 指令が取り入れてある：親子会社指令、合併指令、利子・ロイヤリティー指令、及び貯蓄課税指令。

資本参加免税

資本参加に係る子会社からの配当金やキャピタルゲインについては法人税課税対象外である。株式保有率10%と12ヶ月保有である条件を満たさなければならない。その他、法律の定めた特別条件を具備する必要がある。

源泉税

配当金、利子やロイヤリティーなどの特定の形態の所得は源泉税の対象となる。源泉税率は、所得形態と受益者の居住により、5%から35%の範囲で適用される。源泉税の納税者は源泉税の対象となる所得の支払人である。

以下は源泉税率と所得の事例を示す。

15%	チェコでPEを有しない税務上の非居住者に支払われたロイヤリティー、オペレーティング・リース料、著作権料、配当金、その他関連分配金等
5%	チェコでPEを有しない税務上の非居住者に支払われたファイナンス・リース料
35%	チェコと二重課税防止条約や情報交換条約を締結していない国のEU・EEA非居住者に支払われたロイヤリティー、オペレーティング・リース料、著作権料、配当金、利益分配金、その他関連分配金等

適格のあるEU・EEA・スイス企業に支払われた配当金、利息やロイヤルティーは、源泉税免税となっている（特別な規則が適用されている）。

源泉税率は、チェコ共和国が支払いの受益者の所属国と締結した二重課税防止条約の下でも引き下げることがある。2016年1月1日時点で、チェコは二重課税防止条約を84カ国以上と締結した。二重課税防止条約の下での税免除は、通知や税務署の認可を必要とせず自動的に適用される。

課税控除

R&D 費控除

税務申告年度に発生した以下の研究開発プロジェクト関連の費用は、課税標準から特別課税控除として100%または110%控除することが出来る。（すなわち、税務上はこれらの費用が一回は通常の控除可能な費用として、一回は特別課税控除額として、合わせて二回控除される。）

以下の費用は課税控除に含めることができる：

- 直接費用（R&D技術者の人件費、使用材料費等）
- R&D活動に関わった固定資産減価償却費
- R&D活動に直課された諸経費（通信費、電気・水・ガス代等）

適格の費用は、課税控除可能であること（要するに、課税収入を発生、確保、維持させる過程においての費用であること）、また納税者の他の費用とは切り離して個別記帳されることが要求される。この課税控除は、第三者から取得したR&Dの無形成果（例えば、ライセンス）及び購入したサービスの費用には適用されない。ただし、一覧のR&D施設から購入したサービスを除く。公的資金からの後援を受けた費用も、課税控除に適用できない。

未採用の控除（例えば現行年度の税務上の欠損金によるもの）は、3年間繰り越すことが出来る。

納税者は、個別R&D費が控除対象と見なされるか否か不明な場合は研究開発費関連規則について所轄税務署に問い合わせることが出来る。

過年度繰越欠損金

欠損金の繰越しは5年まで認められ、5年間以内でいつこれを採用するかを納税者は選択することができる。法人税免除として投資インセンティブを受けた企業は、税控除を申請できる前に、過年度欠損金全額を利益金と相殺し使用しきる必要がある。

企業の株主構成上25%以上の変更がある場合もしくは企業が合併あるいはその他の組織変更を行った場合は過年度繰越欠損金の取り扱いに関し、更に規定が設けられている。その場合、「同種ビジネス」テストが適用され、所有権の変更や合併前の損失を発生させた活動と、所有権の変更・合併後の利益（損失が請求されるもの）を発生させた活動、との比較を行う。納税者は、損失が利用できるか否か不明な場合、所轄税務署に問い合わせることが出来る。

寄付金

所得税法の定めた理由（社会福祉、医療、教育等）で行なった寄付金は、課税標準から控除することができる。控除できる寄付金の最低額は2,000CZK。控除最高額は、控除可能な引当金、R&D引当金・税金資産調整後の課税標準の10%である。また、法人税免除として投資インセンティブを受けた企業は、税控除を申請する前に、課税標準から控除可能な寄付金額を引く必要がある。

法人税の免除の投資優遇措置

投資優遇措置を付与された企業は、チェコ政府助成金の最高額まで免税申請が出来る。（同助成金には「投資優遇措置助成金に関する政令」で特定された該当費用に対する免税を含む。）

チェコ共和国の投資優遇措置スキームの下では、一部免除もしくは法人税の全額免除が可能である。一部免除は、チェコ国内で既存のビジネスを拡大する企業を対象に、全額免除はチェコ国内でビジネスを新規設立する事業者を対象とする。何れも10年間まで享受することが出来る。

法人税の全額免除の場合には、金利所得を除いた所得に対して課される法人税が免除される。この場合の免除額は対象税務申告年度の課税額とほぼ同額である。一部免除（拡張プロジェクトが対象）の目的は、「基本税額」を上回る分の税金を相殺することにある。対象税務申告年度の一部免除額は、「法人税免除を申請する年度に発生した課税額（特定の事項及び金利所得調整後のもの）」と「基本税額の課税額（基本税額はセクター価格のインフレーション指数を加味したもの）」の差額と等しくなる。免除申請を初めて出来る税務申告年度（つまり、一般要件及び特別要件が具備された年度）の直前2年度における法人税額のうち、いずれか高い課税額が「基本税額」となる。「基本税額」を計算する際、法人税免除額を算出する税務申告年度に有効となっている税率を用いる。

「戦略的な投資」という大規模な投資プロジェクトは、長期有形固定資産と長期無形固定資産を取得するための現金補助金を受領することが出来る。

欧州委員会により新しい地域補助ガイドライン（「RAG」という）が採択され、2014年7月1日から有効となった。RAGによってプラハを除くチェコの全地域に対する国家補助の可能最高率が25%に減少された（プラハは、0%となった）。

2015年5月1日に施行された投資優遇措置改正法は、以下に述べる新規点を導入した：

- 研究開発活動を主とする企業、戦略的なサービス及び技術センター（ソフトウェア開発等）またデータセンター及び顧客サービスセンターも、投資優遇措置を受ける資格を持つ；
- 工業団地の新しいコンセプトの導入；
- 税免除の国家補助を受けている企業がリストラする可能性；
- 不動産税の新たな税免除；
- 非独立企業間移転価格の場合の制裁は限定されている（以下も参照）。

固定資産の減価償却

減価償却は有形固定資産と無形固定資産では異なる。チェコの所得税法は有形・無形固定資産の定義を定めている。

有形固定資産

有形資産とは、取得原価が 4 万 CZK を超え、耐用年数が 1 年を超える（動産）、建物・構造物と動産をいう。土地は、税務上、減価償却の対象ではない。有形資産とその償却期間は、下表のとおり 6 つのグループに区分される。

有形資産の区分と対象	最短償却期間 (年数)
1. コンピューター、事務用機器、計測・制御機器等	3
2. 乗用車バス、機械・設備、ロリー、トラクター	5
3. 金属構造物、モーター、金属製品、金属産業用設備・機械、船舶、エレベーター、クレーン、電気モーター、空調設備等	10
4. 電源・ガス・石油パイプライン、給水本管、支柱、煙突	20
5. 建屋（工場）、橋梁、道路、トンネル、水道施設、空中ケーブル	30
6. 建屋（ホテル、管理事務所、ビジネス・ショッピングセンター）	50

有形資産に関しては、企業は定額法、または加速償却法のいずれかを選択できる。ただし、一旦採用された減価償却法は、当該資産の耐用年数が経過するまで変更できない。有形資産が年度の途中で売却/清算された場合、その年間償却費の半分は、売却された年に控除申請できる（処分された資産の税残存価額と共に）。資産の部分的清算の場合、特別な規定が適用される。

下表は定額法と加速償却法の比較である。

減価償却資産の区分	定額法			加速償却法		
	年間償却率 (%)			加速償却に用いる係数		
	初年度	次年度以降	資本的支出	初年度	次年度以降	資本的支出
1	20	40	33.3	3	4	3
2	11	22.25	20	5	6	5
3	5.5	10.5	10	10	11	10
4	2.15	5.15	5.0	20	21	20
5	1.4	3.4	3.4	30	31	30
6	1.02	2.02	2	50	51	50

無形固定資産

2004 年 1 月 1 日以降に取得された無形資産は、取得価格 6 万 CZK 以上と予想耐用年数 1 年以上の資産を言う。

売買契約では、無形資産が使用できる期間を明記している場合、税務上の年間減価償却額は取得原価を契約上の期間で等分する。その他の場合は、定額法が次の期間で適用される。

- －AV 関連は 18 ヶ月
- －ソフトウェア、研究開発の成果は 36 ヶ月
- －その他無形固定資産は 72 ヶ月

移転価格規則

関係会社（相手企業に対し、直接的もしくは間接的に 25% 以上の資本あるいは議決権を持ち、経営者・管理者が両方の企業に参加している企業）間の取引は、比較できる状況下の独立企業間価格で行わなければならない。価格が異なる場合、税務当局は差額分に対し課税標準を調整することが可能である。

また、価格が異なり、当該企業が優遇措置として税免除を受ける資格のある場合は、税免除資格は消滅しないものの、当企業は税免除を請求した全ての課税期間に関わる追加税務申告書を提出することが要求され、その差に応じて課税額を調整することとなる。

関係会社は税務当局に移転価格の設定方法に関して事前確認を要請することが可能となった（いわゆる事前確認制度「APA」）。税務当局はその申告に基づき、独立企業間価格である場合、移転価格を承認する。

チェコ財務省は、チェコの納税者が活用できる様、適格な移転価格方針及び採用済みの移転価格方針文書を規制する拘束力のないガイドラインを発行した。このガイドラインは、OECD 移転価格ガイドラインに従う。チェコの租税法は、移転価格文書の維持義務を定めていない。とは言うものの、税務監査時にチェコ税務署がこの文書を要請する可能性があるため、通常は税務当局による税務監査中に設置する期日が短いため、事前に文書の準備をお勧めします。

チェコの法人税の課税対象となる事業体で、関連会社と取引のある会社は新たな報告義務が 2014 年 1 月 1 日より発生した。法人税申告書の提出に合わせ、関連会社との取引概要の別表 (Overview of Transactions with Related Parties) を関連者毎に提出することになる。

納税管理

法人税納税者は、申告期間の最終日から 3 ヶ月間以内に税務申告書を提出しなければならない。法定会計監査を受けなければいけない場合、もしくは登録してある税理士が申告書を署名する場合には、申告期限が 6 ヶ月以内となる。

合併等特別な場合には、法定申告期間が短縮されることがある。

法人税債務 (予定納税額と納税義務総額との差額) は納税申告提出期間内に支払われねばならない。前年度の確定税額に基づき、四半期毎 (税額が 15 万コルナを超える場合) または半年毎 (税額が 3-15 万コルナの場合) に予定納税をすることができる。前年度の税額が 3 万コルナ以下の場合、予定納付は義務付けられない。

納税申告が期限内に、又はまったく提出されない場合、税務当局は提出遅延日数に応じて課税額の 0.05% から 5% までの罰金を科す。税務上の損失の場合、遅延日ごとに 0.01% から損失の 5% までの罰金を科す。罰金は、30 万 CZK 以内とする。期日から 5 日間以内の場合には、罰金は発生しない。2014 年以降は、特定条件を満たせば、罰金が半減される場合がある。

税務申告が正しくない場合や納税が正しくない場合は、税務当局が追徴課税額 (或いは税務上の損失減額) を査定する他、納税者に罰金及び延滞利子を科す。罰金は、追徴課税額の 20%、または税務上の損失減額の 1% として計算され、延滞利子は、各半期の初日現在のチェコ国立銀行の定める再割引利率を 14% ポイント増加したものとして計算される。

会計制度

チェコの会計制度は複式簿記に基づいており、ファイナンス・リースや固定資産の償却等の一部の小さな差異を除き国際会計基準とほとんど同じである。

2016 年 1 月 1 日より新たな企業分類が導入された :

企業	純売上高 [CZK]	純資産額 [CZK]	従業員数	クライテリア
マイクロ	18 百万以下	9 百万以下	10 以下	2 / 3
小	200 百万以下	100 百万以下	50 以下	2 / 3
中	1 000 百万以下	500 百万以下	250 以下	2 / 3
大	1 000 百万以上	500 百万以上	250 以上	

決算時点でクライテリア 3 つのうち 2 つ以上は超えていない場合、会社がマイクロ企業と見なされる。同様に、決算時点で 3 つのうち 2 つ以上のクライテリアを超えず、マイクロ企業ではない会社は小企業と見なされる。中企業とは、決算時点で 3 つのうち 2 つ以上のクライテリアを超えず、マイクロ企業とも小企業とも分類されない企業です。3 つのうち 2 つ以上のクライテリアを超えている企業は、大企業と見なされる。

新たな企業分類に伴い、新規監査基準が導入された。大・中企業の場合は、常に法定監査が要求される。小企業は、以下の条件に基づき、法定監査の資格を得る必要がある：

- 株式会社の法定会社組織
- 以下の条件の一つ以上は、現行会計年度及び直前の会計年度の貸借対照表日付で満足されている：
 - 純資産額 CZK 40 百万
 - 純売上高 CZK 80 百万
 - 従業員数 50

小企業は、上記の三つの条件のうち 2 つ以上を、現行会計年度及び直前の会計年度の貸借対象表日付で満足している場合、法定監査を申請する必要がある。

なお、EU 加盟国の規制株式市場で取引される証券（例えば株式、債券）を発行した株式会社の会計には、年次財務諸表と連結財務諸表を作成するに当たり国際会計基準を適用することが義務づけられている。一方、法人所得税の算出に当たっては国際会計基準を適用せずにチェコ会計法に基づき会計処理を行なう。